

所定疾患施設療養費の算定状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日迄）

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表致します。

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
日数	6	4	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	22

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	1	2	4	5	3	4	3	3	6	4	2	37
日数	0	5	10	24	29	17	18	20	16	28	17	11	195

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
日数	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	0	14

算定要件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1階に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものである。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③ 所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ④ 算定する場合に当たっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の今日票制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、レントゲン、CT、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、酸素などの診察結果をもとに適宜必要な検査を行う。
带状疱疹	皮膚科受診し、带状疱疹にて施設にて対応可能と判断され、内服薬のみでなく、抗ウイルス剤の点滴注射の指示が出た場合のみ算定可能。